



くらしのほっと通信

名古屋市消費生活センター

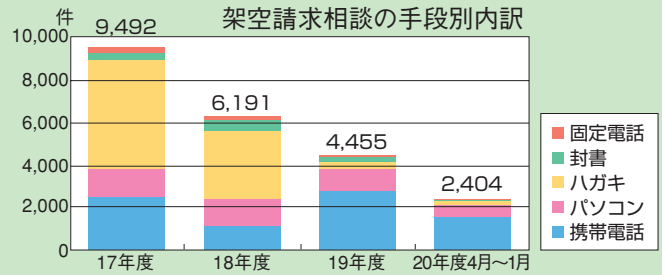
2009. 4 No.31

年6回偶数月発行

- P.2 そのカード払い、本当に大丈夫?
- P.3 “SNSの招待状”
- P.4 セミナー・講座・講演会の案内

携帯電話を使った新しい手口の架空請求

架空請求の相談件数は減少傾向にあります。内訳ではハガキによる架空請求は減少したものの、携帯電話による架空請求は相変わらず多数寄せられています。新しい手口も登場しています。ご注意ください。



件名：こんにちは!
 他のサイトでメールしませんか?
 サイトのURLはこちら→
http://www.abcde.fghi*.jp/m/



事例1. SNSを装った新しい手口

SNSで知り合った人から「他のサイトでメールのやり取りをしたい」と紹介メールをもらった。メール中のURLをクリックすると、いきなり登録済みになり、出会い系サイト利用料の請求メールが届くようになった。
 (30歳代 男性 給与所得者)

SNSとはインターネットでの交流の場です。
 (3頁「Happyの質問コーナー」参照)
 クリックしてサイトにアクセスしただけで契約は成立しません。請求メールは無視し、メールアドレスを変更するよう助言しました。

事例2. 勝手に登録されて200万円支払った

携帯電話で検索した小説サイトのアンケートに答えたら、出会い系サイトに登録されていた。退会連絡をしたら、利用料を請求された。支払うと次々請求され、合計20回約200万円支払ってしまった。昨日もまた2件60万円請求された。
 (40歳代 男性 給与所得者)

アンケートに答えただけで、有料サイトに登録したわけではないので、料金を支払う必要はありませんでした。今後の請求には応じないこと、電話番号・メールアドレスを変更すること、振込んだ銀行や警察に届けるよう助言しました。

定額給付金の給付を装った詐欺にご注意ください

全国の相談事例

- ・「定額給付金を代わりにもらってきてあげる。署名・捺印して」と言われた。
- ・市役所の総務課と称して「定額給付金の通知を出した。手続きのため口座番号を教えてください」と電話があった。
- ・市役所職員を名乗って「定額給付金の手続きをするので至急ATMに向ってください」と電話があった。

アドバイス

本市や総務省などの職員が①ATM(銀行・コンビニなどの現金自動預払機)の操作をお願いすること②給付のために手数料などの振込みを求めることは絶対にありません。
 不審な電話や郵便があったら、迷わず最寄りの警察署、警察相談電話(#9110)、当センターへ問合わせましょう。

相談

月々金

052-222-9671
 052-222-9674
 052-223-3160

消費生活相談

架空請求ホットダイヤル

サラ金・多重債務特別相談

土・日

土・日テレフォン相談

052-222-9690

そのカード払い、本当に大丈夫？

クレジットカードの番号、有効期限、名前を入力するだけで、簡単にネット上で商品・サービスの代金を支払うことができます。簡単な分、思わぬトラブルに巻き込まれてしまいます。



事例

携帯電話の出会い系サイトを契約し、クレジットカード払いにした。芸能人から「悩みを聞いてくれたら100万円渡す」というメールが届き、会うためにメールを出し続けたが、一度も会えなかった。クレジット会社からサイト利用料として150万円請求され、納得できない。利用明細に米ドル建て表示があった。

(30歳代 女性 家事従事者)

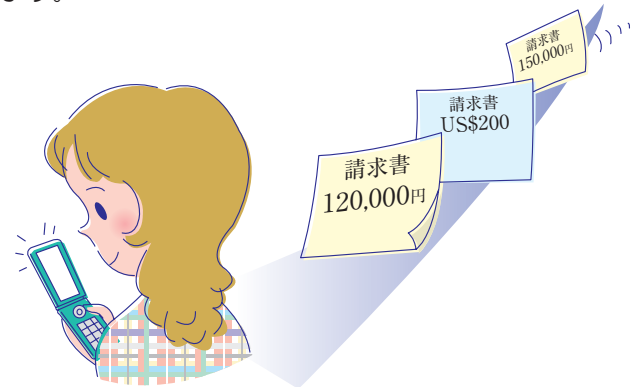


図1 クレジット契約の仕組み

決済の仕組み

クレジットの基本的な仕組みは、図1のとおり消費者、販売・サービス提供者(業者)、クレジット会社の3者間契約です。

①業者が加盟店になれない時

業者は、カード会社の加盟店である決済代行業者と提携して、代金を決済します。
(「こむずかしい用語解説」参照)

②決済代行業者(A)が国内クレジット会社(B)の加盟店になれない時

図2のとおり、決済代行業者は海外のクレジット会社(C)の加盟店となり、国際ブランドカードの提携を利用して、代金を決済します。この場合、外貨建てで請求されます。

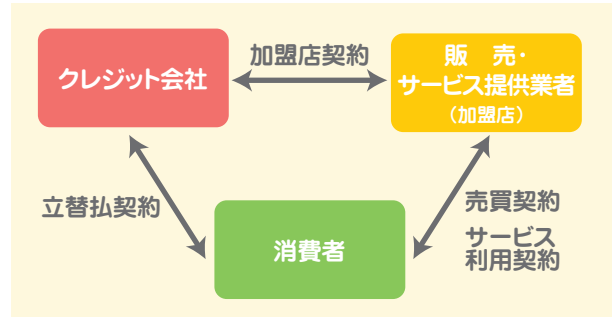


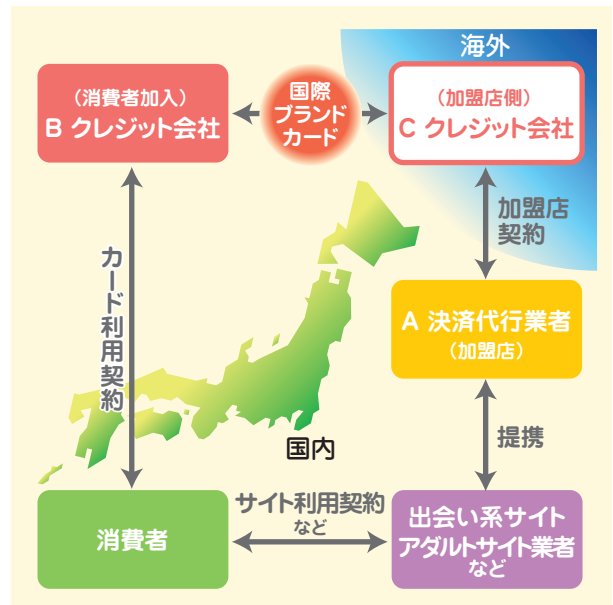
図2 決済代行の仕組み

①②のように、決済代行業者がかかると複数の業者が当事者になるため、トラブルになると解決が困難になります。ネット上でクレジットカードを利用する場合は、利用規約で決済代行業者がかかっているか、確認することも必要です。



アドバイス

相談者は支払う前でしたので、相談者からクレジット会社、決済代行業者へ取引調査を依頼し、支払わないで調査結果を待つよう伝えました。



こむずかしい用語解説

決済代行業者



販売・サービス提供者(業者)がクレジットカードで代金を回収するためには、クレジット会社の加盟店になる必要がありますが、そのためにはクレジット会社による信用情報・業歴・業種・取扱商品・資産状況などの加盟店審査に通らなければなりません。

決済代行業者は、自身がクレジット会社の加盟店になり、加盟店になれない小規模業者などと提携して、カード決済ができるようにしています。中には販売方法に問題のある業者と提携する決済代行業者もいます。最近、決済代行業者がかかわった出会い系サイト、アダルトサイト利用料のトラブルが増加しています。



最近知り合った友だちとメールアドレスを交換したら、その友だちの名前で「会員制コミュニティサイトに招待します」というメールが携帯に届いたんだ。これって何なのかな？

エスエヌエス



それはきっとSNSの招待状ね。私もいくつかやっているけど、友達との情報交換や同じ趣味を持った人との交流に便利よね。



やったー！ SNSって前から興味があったんだ。さっそくメールに書いてあるサイトのアドレスにアクセスしてみよう。



ちょっと待って！ SNSというと招待を受けた限定されたメンバー間でのコミュニティだから安全という気がするかもしれないけど、そうとも限らないのよ。利用するにあたって注意して欲しいことがあるわ。



えっ、招待制だから安全なんじゃないの？



招待にあたって特別な条件や審査があるわけじゃないでしょ。

実際、招待メールをくれたハッピーの友だちはハッピーのことをどこまで知ってるのかしら？

それに、最近は招待状がなくてもメールアドレスさえあれば誰でも参加できるSNSも増えてきているの。



知らなかったよ。招待状をもらったからって浮かれている場合じゃないね。



そうよ。まず、ネット上では簡単に情報が流出する危険性があること、一度流出した情報を取り戻すことはほぼ不可能ということを肝に銘じておいて。個人を特定され易い情報の登録は、できるかぎり避けたいほうがいいわ。



そう言えば、「ネット上で個人情報が流出」というニュースを何度か聞いたことあるよ。



同様に、登録した個人情報や写真、日記などの公開レベルをどこまでにするかもよく検討してね。公開レベルを上げれば友だちが増える可能性が高くなる反面、個人が特定される、情報流出などの危険性が高くなるわよね。



何でも公開すれば良いってものじゃないんだね。



最後に、SNS上に公開されている情報は単に本人の申告情報に過ぎないから、決して鵜呑みにしないこと。「SNSで知り合った人に勧められたサイトを覗いてみたら、有料サイトで高額な請求がきた」「マルチ商法の勧誘を受け契約してしまった」などの相談が入っているわ。



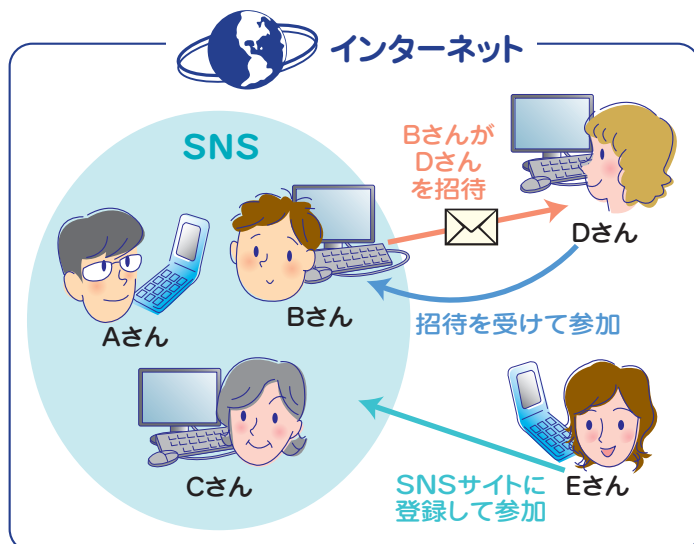
何だか心配になってきた。トラブルに巻き込まれないように慎重に利用することにしよう！



ハッピーを招待します。

SNS (ソーシャル・ネットワーキング・サービス)

知り合いの輪を広げることを主な目的としたWebサイト。個人のホームページやブログとは異なり、会員にならなければ閲覧することのできない閉じたコミュニティを形成している。



ハッピーの公開レベル

項目	公開レベル
プロフィール <small>消費生活センターで消費者啓発のお手伝いをしています。</small>	メンバー全員に公開 ▼ 友だちまで公開 友だちの友だちまで公開 公開しない
メールアドレス nagoya△△△@□□.××.	公開しない ▼
画像 	友だちまで公開 ▼
趣味 昼寝	メンバー全員に公開 ▼
出身地 名古屋市	友だちまで公開 ▼
血液型 C型	メンバー全員に公開 ▼

情報アドバイザーの目☆ SNS利用上の注意点



- 登録する個人情報は必要最低限にする
- 登録情報の公開レベルをよく検討する
- SNSの公開情報を鵜呑みにしない



お知らせ

名古屋市消費生活センターでは、次のようにセミナーと講座を開催します。ぜひ、ご参加ください。

平成21年度(前期) **消費者問題セミナー受講者募集** **全10回** 午前10時～正午

締切日
5月6日

テーマ 「目指そう! 安心・安全な消費生活」

No.	日程	内容	講師(敬称略)
1	5月15日(金)	消費者力とマーケティング	東京経済大学経営学部 教授 小木 紀親
2	5月22日(金)	最近の消費者をめぐる法律の動向	弁護士 佐藤 浩史
3	5月29日(金)	こんな手口、あんな手口! 悪質商法最前線	名古屋市 消費生活相談員
4	6月 5日(金)	知っていますか? 信託のしくみと活用術	社団法人 信託協会
5	6月12日(金)	安心・安全な暮らしと景品表示法	公正取引委員会事務総局 中部事務所
6	6月17日(水)	消費者と民法(契約の考え方を中心に) (1)	明治学院大学法科大学院 教授 加賀山 茂
7	6月24日(水)	消費者と民法(契約の考え方を中心に) (2)	明治学院大学法科大学院 教授 加賀山 茂
8	7月 3日(金)	体験学習(中区 名古屋地方裁判所)	名古屋地方裁判所 総務課 広報係
9	7月10日(金)	あなたがターゲット? 儲け話に注意しよう!	弁護士 石川 真司
10	7月17日(金)	名古屋の景気の現状と今後の展望	エコノミスト 内田 俊宏

* No.6,7は水曜日に開催します。

* No.8のセミナーは体験学習のため現地集合で、開始時間は午前9時半からです。ご注意ください。

消費生活講座受講者募集

各講座 **全4回** 午前10時～正午

講座名	日程
講座1 「食とヘルシーライフ」	【5月】12日(火)・19日(火)・26日(火) 【6月】 2日(火)
講座2 「ゆとり快適生活術」	【5月】14日(木)・21日(木)・28日(木) 【6月】 4日(木)

開催場所 名古屋市消費生活センター 第1研修室 伏見ライフプラザ12階

募集人数 セミナー 講座1 講座2 とも 各100名(応募多数の場合は抽選)

受講料 セミナー 1,000円 講座 無料
(初回の受講日にお支払いください)

応募方法 「往復はがき」に ①住所 ②氏名(ふりがな) ③電話番号 ④セミナーの場合は「消費者問題セミナー受講希望」、講座の場合は希望の講座名を明記のうえ、締切日までに下記の担当係へ(必着)

ウェブサイトからも応募できます。
<http://www.seikatsu.city.nagoya.jp/kouza/index.htm>

申込先 〒460-0008 名古屋市中区栄一丁目23-13 伏見ライフプラザ11階
名古屋市消費生活センター 消費者問題セミナー係 または 消費生活講座係

* セミナー・講座についてのお問い合わせは ☎222-9679 まで

締切日
4月30日

平成21年度名古屋市消費者月間事業

講演会 **人場無料**

テーマ

「元気で食べる方入門
～食から始まる
ワッハッハ人生～」



講師 永山 久夫氏(食文化史研究家)

日時 平成21年5月23日(土)
午後1時30分～午後3時20分

場所 鯉城ホール(中区栄1丁目23番13号)
地下鉄「伏見」駅6番出口より
南へ350m

募集人員 700名(応募者多数の場合は抽選)

申込方法 往復はがきに、催し名、住所、氏名、☎番号、申込者を除く参加者全員の名前を記入のうえ
〒460-8508 市民経済局消費流通課まで

締め切り 5月11日(月)当日消印有効

問合せ先 名古屋市市民経済局消費流通課
☎972-2437

利用のご案内

相談室

受付時間 月～金曜日
9:00～16:15
(祝日・年末年始を除く)

TEL **052-222-9671** 消費生活相談

TEL **052-222-9674** 架空請求ホットダイヤル

TEL **052-223-3160** サラ金・多重債務特別相談

受付時間 土・日曜日
9:00～16:15
(祝日・年末年始を除く)

TEL **052-222-9690** 土・日・日テレフォン相談

※架空請求、多重債務の相談もこちらの番号で受け付けています。
※土・日曜日は電話相談のみで、来所相談は行っていません。

くらしの情報プラザ

開館時間 月～土曜日
9:00～17:00
(祝日・年末年始を除く)

TEL **052-222-9677**

※くらしに役立つ幅広い情報を提供しています。

〒460-0008 名古屋市中区栄一丁目23番13号 伏見ライフプラザ11階
TEL (052) 222-9679 FAX (052) 222-9678

名古屋市消費生活センター

パソコン用 <http://www.seikatsu.city.nagoya.jp>

携帯電話用 <http://www.seikatsu.city.nagoya.jp/m/>



名古屋城本丸御殿復元プロジェクト
2010年は、名古屋開府400年です。 NC400



●本誌の内容の無断転載と利用をお断り致します。
●このパンフレットは、古紙パルプを含む再生紙を使用しています。